

奈良県非住宅木造建築市場調査業務に係る参加申込書の作成に関する質問に対する回答について

令和5年5月16日締切りの参加申込書の作成に関する質問について、以下のとおり回答します。

奈良県水循環・森林・景観環境部  
奈良の木ブランド課ブランド戦略係

質問①

受付日	令和5年5月11日	質問内容	応募資格(2)の「本件業務と同類業務」とは、非住宅木造建築市場に関する調査に限られるのか。
回答日	令和5年5月11日	回答	「本件業務と同類業務」とは、市場調査、マーケットリサーチ等の調査・分析業務全般を指しており、非住宅木造建築市場に関する調査には限りません。